

岐阜市子ども食堂支援事業補助金交付要綱

平成29年 3月27日決裁

改正 平成30年 3月29日決裁

改正 平成31年 3月22日決裁

改正 令和 3年 2月10日決裁

改正 令和 4年 3月25日決裁

改正 令和 4年 6月27日決裁

改正 令和 6年 3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが健やかに育成される環境の整備を促進するため、予算の範囲内で、子ども食堂事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する岐阜市子ども食堂支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の内容及び要件)

第2条 補助事業は、子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（以下「子ども食堂」という。）を開設して食事の提供等を行うものとし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岐阜市保健所に子ども食堂の開設を届け出た上で、岐阜市内で子ども食堂を開設すること。ただし、飲食店営業の許可を受けている場合は、開設の届出を省略することができる。
- (2) 子ども食堂を利用する者（以下「利用者」という。）は、原則として次に掲げる者であること。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）

(ア) 主に経済的な事情で十分に食事を摂れない者

(イ) 1人で食事を摂る日が多い者

イ アに掲げる者の保護者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

- (3) 子ども食堂を開設する日数は、子ども食堂を開設した月からその年度末までの月数以上又は夏休み期間中に8日以上であること。
- (4) 子ども食堂を開設する時間は、1開設日当たり2時間以上であること。
- (5) 子ども食堂の開設時は、責任者を常駐させること。
- (6) 飲食業を営む場合は、時間、場所等を別にする等その営業と区別して、子ども食堂を開設すること。
- (7) 多くの子どもが子ども食堂を利用できるような内容の周知、広報等を行うこと。
- (8) 子ども食堂において、1開設日当たり10食以上提供すること。

- (9) 子ども食堂を開設する日の3分の1以上の日において、食事の提供に加え、学習の支援、レクリエーション活動その他の子どもの居場所の確保に寄与する活動（以下「子どもの居場所づくり活動」という。）を行うこと。
- (10) 利用者及び従事者の傷害保険（食中毒に対応するものを含む。以下同じ。）に加入すること。
- (11) 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認する等の安全確保に努めること。
- (12) 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成30年6月28日付け子発0628第4号厚生労働省子ども家庭局長、社援発0628第1号厚生労働省社会・援護局長、障発0628第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及び老発0628第3号厚生労働省老健局長通知）別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」を遵守し、保健所の指導に基づく所要の衛生管理を行うこと。
- (13) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業
 - イ 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動（以下「宗教活動等」という。）を目的とする事業
 - ウ 営利を目的とする事業
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業（補助事業者）

第3条 補助事業者は、法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会則、規約、定款、寄附行為その他これらに類する規程（以下「会則等」という。）を有すること。
- (2) 補助事業に係る経理と個人又は団体の補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (3) 宗教活動等を目的とした団体でないこと。
- (4) 法令違反をしていないこと。
- (5) 団体及びその代表者が市町村民税並びに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を滞納していないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額から当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入を控除した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表に掲げる額を限度とする。
- 3 補助金は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの

補助対象経費について交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、市長が別に指定する期日までに行うものとする。

2 規則第4条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第8号に掲げる書類にあつては、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、第7条に規定する実績報告の時に提出することができる。

- (1) 補助事業者誓約書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 日程計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 事業者概要書（様式第5号）
- (6) 補助事業に関する活動の実績が確認できる書類（補助金の交付を申請する日の属する年度又は当該年度の前年度分に限る。）
- (7) 補助事業に従事する者の名簿
- (8) 補助事業を行う期間を対象とした利用者及び従事者の傷害保険の証券の写し
- (9) 岐阜市保健所に提出した子ども食堂の開設届の控え（飲食店営業の場合は、営業許可証の控え）

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまでの間、前号の財産のうち単価30万円以上の機械及び器具（以下「重要な機械等」という。）を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 重要な機械等の処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間（規則第24条の規定による財産処分の制限を受ける期間が5年を超える場合は、当該期間の末日の属する年度まで）保存すること。
- (5) 補助事業の完了後に、消費税等の申告により消費税等仕入控除税額（補助金に係る消費税等における仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法

(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)をいう。以下同じ。)が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)によりその額を速やかに市長に報告すること。この場合において、補助事業者の本社等で一括して消費税等の申告を行っているときは、当該本社等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告すること。

(6) 前号の規定による報告があった場合は、補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額を市に返還させることがあること。

(計画変更等の添付書類)

第7条 規則第11条の規定による計画変更等の申請の際には、計画変更等後の事業計画書及び収支予算書を添えて提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第15条の規定による実績報告は、補助事業を完了した日から30日を経過した日又は補助事業を完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 規則第15条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 実績詳細報告書(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) 子ども食堂を開設した全ての日の写真(次のアからウまでに掲げる事項が確認できるものに限る。)

ア 食事の内容

イ 子どもの食事の様子

ウ 子どもの居場所づくり活動を行った日においては、その活動の様子

(5) 配布したチラシその他の広報を行った方法及び内容が確認できる書類

(6) 第5条第2項ただし書に規定する場合にあっては、補助事業を行った期間を対象とした利用者及び従事者の傷害保険の証券の写し

(情報提供等)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に係る情報提供を市長から求められたときは、積極的に協力するものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第10条 第5条及び第7条の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年岐阜市条例第42号)第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の岐阜市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う補助事業に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、改正後の岐阜市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う補助事業に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の岐阜市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う補助事業に係る補助金について適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費

食材費、謝礼金（交通費を含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代、備品購入費等補助事業を実施する上で必要と認められる経費
--

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費
- (3) 補助事業に使用することが特定できない経費

2 補助金の限度額

- (1) 補助金の交付を受けるのが通算して5年目までの場合 提供する食事1食当たり397円。ただし、補助金の交付を受ける年度において270,000円を限度とする。
- (2) 補助金の交付を受けるのが通算して6年目以上の場合 提供する食事1食当たり198円。ただし、補助金の交付を受ける年度において135,000円を限度とする。